

知識は万人のものである

Knowledge is meant for everyone

京都大学名誉教授 **長尾 真**

PROFILE: 1997～2003年京都大学総長、2007～2012年国立国会図書館長、2005年日本国際賞、レジオンドヌール勲章、2008年文化功労者

1 国立国会図書館

私は2007年4月から5年間国立国会図書館長を務めました。図書館長に任命されることになった経緯はともかくとして、就任したときに掲げた私のモットー（使命）は

知識は我らを豊かにする

というものでした。

現代が知識社会であることは当然です。知識があらゆる企業にとって最重要であることは言うを待ちませんが、国や地方公共団体、その他にとっても知識や情報がなければ将来に向けての計画や運営はできません。そして社会のすべての人にとっても同じことが言えます。

資本主義が全世界を覆うようになって、知識は不可欠となってきているのですが、私がモットーとして掲げた上記の文に込めた意味は、知識がお金の源泉であるということよりも、知識が人々の生活に潤いをもたらす、争いを無くし、充実した日々を送るために欠くことのできないものであることを強調したかったのです。つまり知識を豊かに持つことによって人格を陶冶し、心の豊かな社会を作ってゆくことを目指すということでもあります。

そのために図書館は全ての人々が利用できるものでなければなりません。特に国会図書館は明治以後に出版されたほとんどの書物や雑誌、その他種々の資料を持っていますので、これを誰にでも利用できるようにしなければならぬと考えました。もちろん国会図書館をはじめとして各地の公共図書館は必要とする人に開かれています。しかし実態を見ると東京近辺の人達は国会図書館に

来て読みたい本や資料を自由に利用できますが、北海道や沖縄など遠くの人達は高い旅費を工面して来なければ利用することができないわけです。国会図書館は国民の税金で賄われていますから、本来的には日本中の人が同じ条件、便利さで利用できることが望まれます。そこで館長に就任したときに、なんとかしてこれを実現したいと考えました。

2 著作権法の改正

これを実現するためには電子図書館を作るしかないわけです。国会図書館の資料は4千万点近くありますが、これを全てデジタル化し、ネットを通じて必要とする人に配信すればよいわけです。話は簡単で明確です。しかしそこには多くの困難がありました。まず、資料のデジタル化に膨大な費用がかかる。国の予算が苦しい中デジタル化の予算をねん出することは至難の業でしたが、2009年の自民党の最後の政権の時の補正予算で150億円を認めてもらい、ぜひともデジタル化をすべきとされた950万冊の資料のうちの210万冊の図書・資料のデジタル化を行いました。これを表1、2に示します。

著作権法によれば出版物のデジタル化はいちいち著作者の許諾を得なければすることができません。そこで著作権法を改正して、国会図書館に限ってはデジタル化を許諾なく自由にやってよいということにしてもらって実現したわけです。

次の課題はこのデジタル化した図書・資料を全国

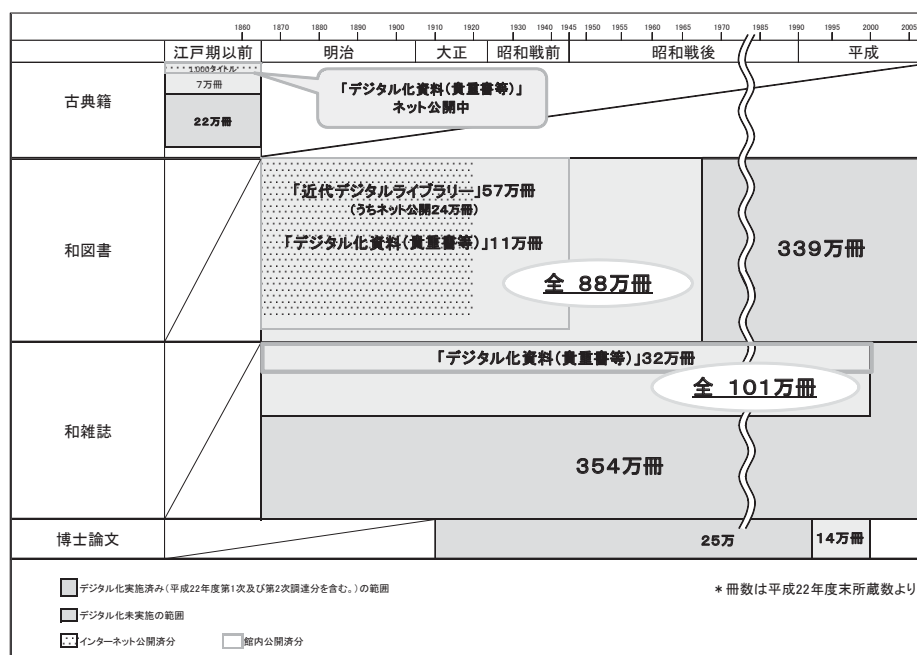


表1 所蔵資料のデジタル化の状況 (平成23年8月末)

資料種別	所蔵数(H22年度末) (A)	デジタル化実施済 ^{*1} (B)	デジタル化未実施 (A-B)	実施割合 (B/A)
古典籍	29万冊	7万冊	22万冊	1/4
和図書	427万冊	88万冊	339万冊	1/5
和雑誌	455万冊	101万冊	354万冊	1/5
博士論文	39万冊 ^{*2}	14万冊	25万冊	1/3
合計	950万冊	210万冊	740万冊	1/5

*1: デジタル化実施済刊行年代は次のとおり。
 【古典籍】江戸期以前
 【和図書】明治期～1968年刊行
 【和雑誌】明治期～2000年刊行(商業出版との調整タイトル等を除く。)
 【博士論文】平成3(1991)年度～平成12(2000)年度受入れ
 *2: 平成12年度までの所蔵数。平成13年度以降は各大学においてデジタル化することになっている。

表2 国立国会図書館所蔵資料のデジタル化の状況 (平成23年8月末)

津々浦々の人々に自由に利用してもらうようにすることですが、これをやれば書物は一冊も売れなくなって、出版業、著述業が成り立たなくなるわけです。また著作権者の許諾なく資料を国会図書館から利用者の端末まで送信することは公衆送信権で禁止されています。

そこで2008年の春に、出版界に対してデジタル化した出版物を国会図書館から利用者に配信するときにし

かるべき貸与・使用料を取り、これを出版社に支払うというシステムを作るのはどうかという提案をしました。一冊貸し出す時に徴収する金額は本の定価の数分の一であるとしても、自宅やオフィスから借りて読む人は多いだろうから、収入という点で十分成り立つだろうという予測でした。

これに対して出版界は大反対を唱えました。収入が

減るだけでなく、デジタル資料を貸出しすると、それがすぐに他人に転送され、不特定多数に流れて行ってしまうだろうから絶対反対だということでした。当時の出版界は読書端末のソフトウェアでそういった不正な転送ができないようにしうるといったことを全く信用していなかったのです。また借りた本が一週間か二週間かの貸出期間を過ぎると消えてしまうし、プリントして残すといったこともできず、それ以上利用するためにはまた借りるといったことになるということにも必ずしも信用していなかったようです。今日では出版界の理解はすいぶん変わりましたが。

そこで仕方なく他の方法を考えることにしました。それはせめて国会図書館から日本各地の公共図書館までは自由に配信できるようにし、国会図書館のデジタル化された資料を見たい人は最寄りの公共図書館に行って、そこで国会図書館の資料を読めるようにするということができた（紙の本ではこれが実施されています）。これは文化庁の著作権審議の部会で検討された結果、公共図書館が容易に購入できない図書・資料であればそうしてよいこと、購入ができるものについては公共図書館が購入して利用に供すべきであるということになりました。これは出版界が不利にならないようにするためには当然のことです。

いずれにしてもこのようにして私が図書館長に就任したときの夢が実際となったわけでありました。ただ資料のデジタル化は210万冊しかできず、どうしてもデジタル化して全国の利用に供することが必要と考えられる残りの740万冊については、それに必要と考えられる約400億円の予算を実現することは将来の課題として残りました。

3 知識のアーカイビング

知識は国会図書館にあるものだけではありません。日本各地に知識は記録として残され保存されています。特に政府各省、およびこれらの省の下部組織や管轄している研究所その他の組織には膨大な量の各種データ、文献、資料などが存在します。その代表例が大学です。日本中の大学には種々の貴重な資料、データが存在し、出来る

だけ機関リポジトリに入れるように言われていますが、十分ではありません。そこで総合科学技術会議に働きかけ、第3次科学技術基本計画を立案する際に学術情報資源の総合的なアーカイブを国として作ってゆくことを明確にさせていただきました。これは知識インフラストラクチャー、略して「知識インフラ」と称するもので、このインフラを国として作り、研究者が自由にいろんな知識、情報を利用できるようにすることによって、創造的な研究を促進しようとするものであります。

もう一つの知識の宝庫は特許であり、特許データベースには人間の創意工夫の足跡が刻まれています。これを自由に検索し、関心のある特許の利用に関して権利者と交渉して利用することは既に広く行われていますが、それ以外に、自分の関心のある技術課題について先人はどのようなことを考え、発明をしてきたかを辿ることによって、課題の解決、新しい創造に繋いでゆくこともできるわけであります。そういった意味で特許データベースの自由な検索、利用には大きな価値があります。したがって将来は特許データベースも知識インフラの中心的なものとして位置づけ、連想検索など高度な検索ができるようにする必要があるのでしょう。

何千、何万とある学術情報資源のデータベースをネットワークを經由して横断的に検索できるようにすることによってこれを実現します。そうすれば例えば農業関係のデータベースと経済関係のデータベースとを相互関連的に分析するなどのことができるようになるわけです。国会図書館の電子図書館もこの総合的なシステムの一翼を担う予定です。まずは生命科学関係の分野で多くのデータベースが統合的に利用できるよう進められています。2010年3月11日の東日本大震災に関するアーカイブの計画については Japio YEAR BOOK の2011年版に書きましたが、今年の3月に第一段階のものとして2百数十万点の資料で公開されました。これからも資料はどんどん増加してゆくでしょう。これらの資料は世界各国にとっても貴重なもので、今後の災害を出来るだけ小さなものに抑えるための諸方策の立案に役立つことになるでしょう。

4 知識利用のための環境作り

「知識は万人のものである」と古くから言われてきました。多くの立身出世伝には若いときに図書館で勉強することができたことによって今の自分があるのだと書いて感謝している人が洋の東西を問わず大勢おられますが、古代から今日まで営々と蓄積されてきた知識があってこそ今日の文明があり、これからの発展があるわけです。知識はお金である、お金を支払わねば知識は得られないということだったならば、これらの多くの立身出世伝の人たちは出てこなかったでしょう。新しい知識は過去の人々の築き上げてきた知識を利用することによってつくられるのですから、出来るだけ自由に過去の知識が利用できるようにするのが人類の健全な発展のために不可欠のことです。

電子図書館は紙の資料をデジタル化して入れるだけでなく、資料と資料の相互関係性の情報も入れて連想的に関連する知識を効率よく取り出せるように工夫してゆく必要があります。こういった考え方を特許データベースにも持ち込んで種々の観点から特許文章の内容分析を行い、連想的に関連知識が取り出せるようにすることが望めます。

こういったことを徹底すれば、人間の頭脳の中に蓄積されている知識の構造に近い電子図書館が作れることになり、そこでの知識の利用は人間の英知に頼るのと同じようにできることになってゆくでしょう。こうして知識は万人のものであるということが、それぞれの人にとって本当に実際のもものとなり、心豊かな生活、活動に結びついてゆくことを期待したいものであります。

5 マルチメディア時代の著作権の在り方

真に創造的なものは特許権によって一定期間保護されるのは当然でありましょうが、その期間を長くして、他人の利用を妨げる方向を取ることは問題があるでしょう。これからの電子出版物はマルチメディア形式のものとなってゆくでしょうから、文章だけでなく音や映像などを組み合わせた作品を作らねばなりません。そ

の時、他人の作った音や映像著作物を利用せずに全部自分で作るとなると、手間とコストの非常に高いものとなって採算が取れなくなってしまう恐れがあります。したがって他人の著作物を利用せざるをえなくなります。もし著作権の障壁が高いと利用ができず、良い作品が作れないこととなります。

ですから許諾権という強すぎる権利を特許権に与えるのではなく、利用は自由にしてよいが利用料を必ず払わせる形の利用料請求権の方向に徐々に変えてゆくことが望まれます。現時点でも孤児出版物については、そうでなければ全く使えないという非常にもったいない状況があるからです。

こういった著作物の相互利用への要求は全てのマルチメディア著作者について言えることで、これを解決できねば出版界はもちろんのこと、社会全体として見た場合、大きな損失となります。ですからなるべく簡単に他人の著作物を使える状況が作り出せるような著作権環境を作ってゆくことが望まれるわけです。これは全てのマルチメディア著作者、編集者にとっての問題であり、お互いに妥協、あるいは協力できる著作権環境を作ってゆくことが、お互いの創造活動をより活発にしてゆく道になることを理解しなければなりません。そういった意味でも「知識は万人のものである」に少しでも近づいてゆく努力をすることが望まれるわけです。